

堀太郎助・改田太郎八等明智に屬し、二條の城へ押寄たり。大形鎧は不持。庄兵衛は身の無之鎧を持ちたり。彦右衛門見て、庄兵衛鎧は身は無しといへば、庄兵衛聞て何を知てと云ふまゝに、門を強く押しければ、貫の木を繩にてからけて置たる故に、合口登尺許あきたり。庄兵衛一番に是よりくゞり入る。作左衛門・太郎助は鎧はなし、さし刀にてつゝいて入る。以上三人也。内は二十間ばかりも有りて又門あり。人は壹人もなし。三人門内へは入りたれども敵はなく、味方もつゞかず。此方の門の前に居敷き見合て居候所に、内より村井春長軒此方三人を見て内へ入ると、又赤座七郎右衛門鎧の胴迄着て背も不着、朱柄の鎧を持って門外へ出で、三人へ向ひ鎧を打振り、鎧をまゐらうと云ふ。繼て山口小辨梯帷子を尻つまげし、是も朱柄の鎧を持って赤座と兩人にてかゝる。庄兵衛は座したるまゝにて、鎧を膝の上にてのせ待受たり。佐左衛門・太郎助は刀を抜て庄兵衛が如く折敷て待つ。七郎右衛門・小辨鎧を以て三人を突倒す。門外の者共聞之、門を打破る。兩人は見之の門の内へ入る。攻手共二の門際へ押詰、三人は深手にて是より歸る。其後の

儀は不知と。退去作左衛門助。  
一、榊原左兵衛島原城一番乗の事  
寛永十五年二月二十八日、肥前島原の内春日野の城落去、男女一人も不殘撫切なり。爲上使太田備中守豊前の國小倉迄下向し、今度春日野へ被向候諸大名へ小倉にて參會し、此度各粉骨を被盡情に被入候故、思召の外早速落去、御悅喜被遊候。各直に國々へ被罷歸、緩々可有休息との上意演述せり。各謹て忝き旨御請也。然處松平豆州被申は、此儀は於江戸殿中會議可有之儀と存候へ共、備中爲御名代下向の上は有増申出候。今度春日野の城、二月二十七八日の内可爲惣攻と各談合一決し、兩日の内重て日限可相觸と極置候所に、廿七日重ての下知を不待、鍋島信州の手より出丸を乘取に付、惣軍不待下知惣攻にし、廿八日令落去候。然れば信州軍令を破られ候儀歴然に候。此趣定て於殿中御吟味可有之候條、其御心得可有之と被申候。満座閉口の所、信州殊の外行當り致迷惑被申候。我等軍令を背き申にては夢々無之候。我等手前への御目付榊原飛騨守、眞先に出丸を乘被申候に付、難見捨候て我等采幣を取て惣懸に仕候。此段無紛

事に候と被申候。時に飛州は長崎に被居候。尋ねに可遣と也。信州中々可有御尋候。尤相違有之間敷候と被申候。依之諸大將小倉に逗留し、長崎へ以書狀尋ね遣す。飛州返書に、信州の手より一番乗にては無之候。我らせがれ左兵衛拾八歳、若年故一番に出丸へ附申候。父子の情難見捨、我等も同然に乗申候處、信州父子又我等を助て付被申候。此段少しも相違無之旨申來る。飛騨守父子閉門被仰付候。但翌年開門の節左兵衛儀持筒頭に被命。山鹿五左衛門

一、慶長七年東照宮御上洛日次

慶長七年二月三日東照宮上洛、同月十四日伏見着、三月十三日船にて大阪へ下り二丸へ移り、翌日御太刀馬代を以て秀頼公へ拜謁、十五日伏見へ歸着、四月廿八日入洛、五月朔參内、於禁中今春大夫能興行、三日伏見歸館、六月十一日南都東大寺官庫開き、勅使勸修寺中將光豊・廣橋右大辨綱光なり。東照宮より士十人從之。奉行本多上野介正純・大久保十兵衛、香看は壽命院也。蘭奢待登寸八分截之。奇南木本口登尺五寸、長五尺登寸と云ふ。此時官庫有修補。八月十日生ける約登頭、自東照宮大阪城中へ被進。

一、東照宮と本多佐州の遠逝  
東照宮薨去三十日前、三月十七日駿府迄勅使ありて任太政大臣。此節本多佐州正信は病氣にて無出仕。東照宮御慶事目出度思召、且又佐渡守病氣無御心元、旁上使被成下候。其御請に、最早能き時分に候。御他界彌目出度可有之候。我等儀御取立被成か様に罷成、其上此御慶事承候へば能き時分に候間、死申様に迄存候と被申上候。東照宮最と上意にて、其より御藥不被召上候。台徳院様色々被仰上候へば、御口迄は御入被成候得ども、御吐逆とて御吐被成候。翌月十七日薨去。佐州も無程病卒。六月七日卒。御田原實話。

一、安藤九郎左衛門の應接見事なる事

延寶三年五月安藤右京亮殿弟安藤九郎左衛門殿、江戸にて淺野紀伊守殿赤坂の邸へ見廻て其歸り、小六の宮の邊にて細川越中守殿家臣兼松伊兵衛と云ものに行合ふ。伊兵衛は歴々の衆と見て馬を脇へ除て居る。九郎左衛門の家來いかつに伊兵衛馬を推除けたり。伊兵衛馬よりおり鎧おつ取、一人もやるまじと追かくる。九郎左衛門襦籠より出で、尤に候。暫く待給へとて伊兵衛側へ近く寄て、可打果に極り候